

平成27年(行ウ)第16号

怠る事実の違法確認等請求事件

原告 光城 敏雄 外4名

被告 大東市長

平成29年7月20日

準備書面(8)

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2ハ丙係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵

正 市

(主任) 弁護士 寺 内 則 雄



頭書事件について、被告は、既に準備書面(7)において平成26年7月22日付
変更契約(甲4。以下、本件変更契約)の合理性について明らかにしているところであるが、原告準備書面(14)に対する反論について、以下のとおり弁論を準備する。

記

- 原告は、建築関係法規に適合しない違法な工事のみをとりだして本件入札を強行した旨主張する。しかし、同主張は、大阪府に指摘された変更工事内容が、建築関係規定に適合するために不可欠な工事であることを前提とするものであるところ、事実は日本確認検査センターとの協議によって不可欠でなかった(乙25)。したがって、上記前提自体が誤っており失当である。すなわち、平成26年3月下旬の時点での本件変更工事内容を含む新しい工事内容を確定し、その見積を算出しなければならなかつたとの主張自体誤った事実に基づくもので、違法な本件原工事のみを意図的(故意)に取り出し、あたかも建築関係規定に適合する工事であるかのように

装って本件入札・契約・議会承認を推し進めたとあるのは、事実に反する誤解である。

2 また、原告は協議先を日本確認検査センターに変更し、変更工事を含まない建築確認申請を行ったことを非難するが、乙25にあるように、同センターにセカンドオピニオンを求めた4月時点では、同センターは大阪府の指摘変更事項について不要であるとの見解を示していたのであるから、協議機関の変更自体非難の対象とはなり得ないし、変更工事の存在を秘して本件工事のみを取り出したというのは揣摩憶測以外の何物でもない。

以上